

申告の必要のない方

次のような方は、住民税の申告は必要ありません。

- 平成23年中の所得が給与だけの方で、ほかに収入がなく年末調整をしている方
- 税務署で所得税を申告した方、または申告予定の方

申告をしない場合

申告によって、専従者、扶養者、社会保険料、生命保険料など各種の控除がありますが、申告をしない場合は、これらの特典もなく、逆に「不申告に関する過料」を課せられる場合もあります。

国民健康保険加入者の方へ

国民健康保険に加入している方で、所得税の確定申告書を提出されない方は、町・道民税の申告を必ず行ってください。申告がなされない場合は、低所得者の軽減措置が適用されない場合もあります。

2/16(木)

～

3/12(月)

～所得税・町・道民税の申告をお忘れなく～

確定申告相談

確定申告に必要なもの

- 印鑑
- 申告者名義の口座がわかるもの(所得税の還付がある方)
- 平成23年分の収入を証明するもの、源泉徴収票など
 - ・パート、アルバイト、年金受給者の方は、源泉徴収票が必要です。
- 営業・農業・漁業・不動産所得のある方は収支内訳書。(事前に作成してください。)
- 国民年金保険料控除証明書など(国民年金保険料などの控除を受ける場合)
- 国保・社保の任意継続などの領収書
- 生命保険、地震保険料控除証明書
- 障がい者手帳または認定書
(本人または配偶者、扶養家族が障害認定を受けている方)
- 医療費の控除を受ける方は、支払った医療費の領収書など
- 住宅借入金等特別控除に関する書類

※収入が無い方や扶養家族となっている方でも、所得証明が必要な方は申告が必要となります。所得証明は、年金の免除・公営住宅の申請などいろいろな場面で使用されますので、該当する方は申告してください。

おうちで作成 ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信できます。
自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を、自宅からe-Taxで直接送信できます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください。)

②最高4,000円の税額控除を受けることができます。

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の電子証明書等特別控除を受けることができます(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。平成24年分は最高3,000円。)

③添付書類の提出又は提示を省略できます。

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略できます(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

④還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

⑤24時間いつでも利用可能です。

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

この機会に是非e-Taxをご利用ください!

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ[<http://www.e-tax.nta.go.jp>]をご覧ください。

